# 第27回会議 報告事項 別紙

西伯町·会見町合併協議会

平成16年6月16日

南部町発足前後の日程(案):6月

113	<u> Hr :</u>			<u>/  /                                  </u>	<u> </u>			
日	曜	前	合併協議会		西伯町		会見町	その他
1	火	122				町長選	醫告示(無投票)	(県議会:5月31日開会)
2		121						
3		120						
4	金	119	第9回拡大幹事会					
5	土	118						
6		117						
7		116				町長選	壁学選挙会	
8		115						
9	水	114						
10		113						
11		112						
12	土	111						
13		110		発足5	0周年記念式典			
14	月	109						
15		108						
16		107	第27回合併協議会					県議会最終日:南部町設置の議決(見込み
17		106						
18		105				6月議	会開会	
19		104						
20	日	103						
21		102						南部町設置の総務省への届出(見込み)
22	火	101			. == .			
23	水	100		6月議	会開会			(A. 144-1) - N. 150-194 (A. 1-4-194)
24	木	99					,	参議院通常選挙公示
25		98				6月議	会閉会	
26		97						
27	且	96						
28		95						
29		94		<b>+</b>	4 88 4			
30	水	93		6月議	会閉会			

南部町発足前後の日程(案):7月

					<b>A</b>	= - //
日		前	合併協議会	西伯町	会見町	その他
1	木		第10回拡大幹事会			
2		91				
3	土	90				
4	日	89				
5	月	88				
6	火	87				
7	水	86				
8		85				
9	金	84				
10	土	83				
11	日	82				参議院通常選挙投開票
12		81				南部町設置の総務省告示(見込み
		80				1.541.45.45.22.45.45.25.25.25.25.25.25.25.25.25.25.25.25.25
14		79				
15	木		第11回拡大幹事会			
16		77	南部町民便利帳完成	両町長∶新町職	員配置協議開始	
17	土	76	7.000			
18	日	75				
19		74				
20			南部町発足に係る職員研修			
21	水	72	第28回合併協議会			
22	木	71	南部町発足に係る職員研修 南部町発足に係る職員研修			
23	木金土	70	南部町発足に係る職員研修			
24	土	69				
25	日	68				
	月	67		住民説明会開始	住民説明会開始	
26 27	火	66				
28	水	65				
29	木	64				
30	木金	63				
31	土	62				

南部町発足前後の日程(案):8月

	паа	134			∧ ⊟ mT	7.0/4
日	曜	_	合併協議会	西伯町	会見町	その他
1	<u>LH</u>	61				
2	月	60		<u> 循環バス運</u> 行	開始記念式典	電話内線利用開始
3	火	59		南部町職員	員体制内示	
4	水	58	第12回拡大幹事会			
5		57				
6	金	56				
7	土	55				
8	日	54				
9	月	53		新町予算編成開始	台・旧町決算見込み	
10		52				
11	水	51				
12	木	50				
13		49				
14	【土	48				
15		47				
16	月	46		_ 町長職務執行者への	事務引継書作成開始	
17	火	45				
18	水		第29回合併協議会			
19		43				
20		42				
21		41				
22	百	40				
23		39				
24		38				
25			第13回拡大幹事会			
26		36				
27	金	35		住民説明会終了	住民説明会終了	
28	生	34				
29	「百	33				(
30	月	32		両町合同選挙	** 学管理委員会	
31		31		, 5: 5 = 1 3 - 2 -		
	<u> </u>	<u> </u>		<b></b>		

南部町発足前後の日程(案):9月

1 水 30 第14回拡大幹事会 2 末 29 3 金 28 4 土 27 5 日 26 6 月 25 7 火 24 8 水 23 9 末 22 10 金 21 11 土 20 11 土 20 11 土 20 11 1 土 20 12 日 19 13 月 18 14 火 17 15 5 水 16 16 末 15 17 金 14 第30回合併協議会・まちづくり委員会報告 18 土 13 19 日 12 20 月 11 10 12 20 月 11 21	日曜	前	合併協議会		西伯町		会見町	その他
2 太 29 3 金 28 4 土 27 5 日 26 6 月 25     町長職務執行者への事務引継書作成期限 7 火 24 8 水 23 9 木 22 10 金 21 11 土 20 12 日 19 13 月 18 14 火 17 15 水 16 16 木 15 17 金 14 第30回合併協議会・まちづくり委員会報告 18 土 13 19 日 12 20 月 11 21 火 10 21 火 10 22 水 9 23 木 8 24 金 7  町長職務執行者予定者・助役職務執行予定者への事務引継     □ 10 最高報会     □ 10 最高報会     □ 10 最高報会     □ 10 最高報会     □ 11 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日								
3 金 28 4 ± 27 5 日 26 6 月 25 7 火 24 8 水 23 9 木 22 10 金 21 11 ± 20 12 日 19 13 月 18 14 火 17 15 水 16 16 木 15 17 金 14 第30回合併協議会・まちづくり委員会報告 18 ± 13 19 日 12 20 月 11 21 火 10 22 水 9 23 木 8 24 金 7 25 ± 6 26 日 5 27 月 4 第15回拡大幹事会 29 水 2 29 水 2 29 水 2 20 ★ 3 29 水 2 20 ★ 4 第31回合併協議会・解散式 閉町式 閉町式・町政功労者表彰	2 木							
4 土 27 5 日 26 6 月 25 7 火 24 8 水 23 9 木 22 10 金 21 11 土 20 12 日 19 13 月 18 14 火 17 15 水 16 16 木 15 17 金 14 18 土 13 19 日 12 20 月 11 21 火 10 22 水 9 23 木 8 24 金 7 10 金 21 11 土 20 12 日 19 13 月 18 14 火 17 15 水 16 17 金 14 18 土 13 19 日 12 20 月 11 21 火 10 22 水 9 23 木 8 17 金 14 第 3 1 回合併協議会・解散式 18 五 15 19 日 12 20 月 11 21 火 10 22 水 9 23 木 8 24 金 7 17 毎 18 18 五 19 19 日 12 20 月 11 21 火 10 22 水 9 23 木 8 17 毎 18 18 五 19 19 日 12 20 月 11 21 火 10 22 水 9 23 木 8 17 毎 18 18 五 15 18 五 15 19 日 12 20 月 11 21 火 10 22 水 9 23 木 8 24 金 7 18 第 1 5 回拡大幹事会 19 回 1 2 19 回 1 2 19 回 1 2 10 回 1 2 11 回 1 2 12 回 1 3 13 回 1 3 14 回 1 3 15 回 1 3 16 回 1 3 17 毎 1 3 18 面 1 3 18 面 1 3 18 面 1 3 19 回 1 3 19 回 1 3 19 回 1 3 10 回 1 3 11 回 1 3 12 回 1 3 13 回 1 3 14 第 1 5 回拡大幹事会 15 回拡大幹事会 16 回 1 3 17 回 1 3 18 回 1	3 金							
6 月 25	4 土							
7 火 24 8 水 23 定例町議会開会 定例町議会開会 21 11 ± 20 12 目 19 1	5 日							
7 火 24 8 水 23 定例町議会開会 定例町議会開会 21 11 ± 20 12 目 19 1	6 月	25		町	「長職務執行者を	への	事務引継書作成期限	
9 木 22 10 金 21 11 ± 20 12 日 19 13 月 18 14 火 17 15 水 16 16 木 15 17 金 14 第30回合併協議会・まちづくり委員会報告 18 ± 13 19 日 12 20 月 11 21 火 10 22 水 9 23 木 8 24 金 7 15 (例町議会閉会 定例町議会閉会 定例町議会閉会 定例町議会閉会 定例町議会閉会 23 木 8 24 金 7 25 ± 6 26 日 5 27 月 4 第15回拡大幹事会 29 水 2 29 水 2 20 末 4 第31回合併協議会・解散式 閉町式・町政功労者表彰	7 火							
10 金 21 11 ± 20 12 目 19 13 月 18 14 火 17 15 水 16 16 木 15 17 金 14 第30回合併協議会・まちづくり委員会報告 18 ± 13 19 日 12 20 月 11 21 火 10	8 水			定例	町議会開会	定例	町議会開会	
11 ± 20	9 木							
12 日 19	10 金							
14 火 17 15 水 16 16 木 15 17 金 14 第30回合併協議会・まちづくり委員会報告 18 土 13 19 日 12 20 月 11 21 火 10								
14 火 17 15 水 16 16 木 15 17 金 14 第30回合併協議会・まちづくり委員会報告 18 土 13 19 日 12 20 月 11 21 火 10	12 日							
15 水 16 16 木 15 17 金 14 第30回合併協議会・まちづくり委員会報告 18 土 13 19 日 12 20 月 11 21 火 10 21 火 10 22 水 9 23 木 8 24 金 7 15 世 7 25 土 6 26 日 5 27 月 4 第15回拡大幹事会 28 火 3 29 水 2 20 ★ 4 第31回合併協議会・解散式 閉町式・町政功労者表彰	13 月							
16 木 15 17 金 14 第30回合併協議会・まちづくり委員会報告 18 土 13 19 日 12 20 月 11 21 火 10								
17 金 14 第30回合併協議会・まちづくり委員会報告 18 土 13 19 日 12 20 月 11 21 火 10								
18 土 13 19 日 12 20 月 11 21 火 10	16 木		<i>★</i> • • • • • • • • • • • • • • • • • • •					
19 日 12         20 月 11         21 火 10       庁舎移転作業・第→回物資輸送         22 水 9       定例町議会閉会         23 木 8       町長職務執行者予定者・助役職務執行予定者への事務引継         24 金 7       町長職務執行者予定者・助役職務執行予定者への事務引継         25 土 6       の事務引継         27 月 4 第15回拡大幹事会       両町合同立候補予定者説明会         29 水 2       別町式・町政功労者表彰         30 木 4 第31回合併協議会・解散式       閉町式・町政功労者表彰	17 金		第30回合併協議会・まちつくり委員会報告					
20 月 11       方舍移転作業·第↓回物資輸送         21 火 10       方舍移転作業·第↓回物資輸送         22 水 9       定例町議会閉会         23 木 8       町長職務執行者予定者·助役職務執行予定者への事務引継         24 金 7       の事務引継         25 土 6       0         26 日 5       0         27 月 4 第15回拡大幹事会       両町合同立候補予定者説明会         29 水 2       0         20 木 4 第31回合併協議会·解散式       閉町式・町政功労者表彰								
21 火 10       庁舎移転作業・第↓回物資輸送       ↓         22 水 9       定例町議会閉会       定例町議会閉会         23 木 8       町長職務執行者予定者・助役職務執行予定者への事務引継         25 土 6       の事務引継         26 日 5       の事務引継         27 月 4 第15回拡大幹事会       両町合同立候補予定者説明会         29 水 2       同町合同立候補予定者説明会         30 ★ 4 第31回合併協議会・解散式       閉町式・町政功労者表彰								
22 水 9       定例町議会閉会         23 木 8       町長職務執行者予定者・助役職務執行予定者への事務引継         25 土 6       の事務引継         26 日 5       「日本日本の本の事務引継」         27 月 4 第15回拡大幹事会       「同町合同立候補予定者説明会」         28 火 3       「同町合同立候補予定者説明会」         29 水 2       「別町式・町政功労者表彰」			亡冬秒起仇	<b>발 설</b>	1 同地次 协计			
23 木 8       町長職務執行者予定者・助役職務執行予定者への事務引継         25 土 6       26 日 5         27 月 4 第15回拡大幹事会       両町合同立候補予定者説明会         28 火 3       両町合同立候補予定者説明会         29 水 2       別 第31回合併協議会・解散式       閉町式・町政功労者表彰			厂 方	表'	♥ 凹物貝制达 町釜		MT举人明人	
24 金 7       町長職務執行者予定者・助役職務執行予定者への事務引継         25 土 6       0事務引継         26 日 5       0         27 月 4 第15回拡大幹事会       両町合同立候補予定者説明会         28 火 3       両町合同立候補予定者説明会         29 水 2       財町式・町政功労者表彰				<u> </u>	可俄云闭云	<del></del> 上沙	門	
24 車 7       の事務引継         25 土 6       26 日 5         27 月 4 第15回拡大幹事会       両町合同立候補予定者説明会         28 火 3       両町合同立候補予定者説明会         29 水 2       30 未 4 第31回合併協議会・解散式       閉町式・町政功労者表彰	23 /\	Ö		□TE	<b>神</b> 黎劫纪 <del>文</del> 字号	<b>-</b>	<b>助</b> 処ቝ致劫/ラママチへ	
25 土 6       1       6         26 日 5       1       5         27 月 4 第15回拡大幹事会       両町合同立候補予定者説明会         28 火 3       両町合同立候補予定者説明会         29 水 2       1       第31回合併協議会・解散式       閉町式・町政功労者表彰	24 金	7		刘克				
26 日 5       日 7 月 4 第15回拡大幹事会       面町合同立候補予定者説明会         28 火 3 両町合同立候補予定者説明会       同町合同立候補予定者説明会         29 水 2       別 第31回合併協議会・解散式       別町式・町政功労者表彰	25 +	6			ر0	/ <del>丁</del> / 为	リフトが上	
27 月 4 第15回拡大幹事会       両町合同立候補予定者説明会         28 火 3       両町合同立候補予定者説明会         29 水 2       関町式・町政功労者表彰								
28 火 3       両町合同立候補予定者説明会         29 水 2       同町合同立候補予定者説明会         30 大 3 印合併協議会・解散式       閉町式・町政功労者表彰			 第15同坊士於東 <u>今</u>					
29   水   2			カ! リロ](4) 八针 学 ス		おいります	促維	· · 名定者説阳스	
20 🛨 1 第31回合併協議会·解散式 閉町式 閉町式·町政功労者表彰							1 1 龙 日 肌 们 女	
30  木   1   <del>カットロロリルの成立 所成とV - 101円1をV - 1</del>			   第31同会供協議会:解散式	即町:	<del>-</del> l`	即町	式,町政功学考表彰	
新町事務への移行作業	30 木	1	70	(マク)	2) 移行作業		<u> </u>	

南部町発足前後の日程(案):10月

日	曜	後	南部町	選管	教育委員会	その他
1	金	4	開町式	選挙管理委員会開催	教育委員会開催	
'	址	ı	辞令交付式	選挙事由発生の県への届出		
2	土	2	广舍 <sup>注</sup>	選挙管理委員会開催 選挙事由発生の県への届出 移転作業・第2回物資輸送		
3	H	3	選挙管理委員会開催:日程決定			
4	月	4	届出書事前審査開始			
5	火	5				
6	水	6				
7	木	7				
8	金	8				
9	土	9				
10	日	10				
11	月	11				
12	火	12				
13	水	13				
14	木	14				
15	金	15				
16	土	16				
17	日	17				
18	月	18				
19	火		町長·議員選挙告示			
20 21	水木金	20				
21	木	21				
22	金	22				
23	土	23				
24	日	24	職務執行者任期終了	町長·議員選挙投開票·選挙会	<u> </u>	
25	月		町長初登庁	当選者の告示		
26	<u>火</u> 水	26				
	水	27				
28	木	28				
29	金	29				
30	土	30				
31	日	31				

南部町発足前後の日程(案):11月

	曜	後	南部町		その他
1	月	32			C 07 旧
2	火	33			
3	水	34			
4	木	35			
5	金	36			
6	士	37			
7	吉	38			
8	爿	39			
9	火				
10	<u> </u>	41	70000000000000000000000000000000000000		
11	水木	42			
11	木金	42			
12 13	土	43 44			
14	吉	45			
15 16	火	46 47			
17	水	47			
18	本	48 49			
19	木金	50	設置選挙期限		
20	土	51	<u> </u>		
		57			
22	日月	52 53			
22	火	54			
21 22 23 24 25 26 27	水	55			
25	木	56			
26	金	57			
27	+	58			
	吉				
28	爿	59 60			
29 30	力				
<b>3</b> U	火	61			

# まちづくり委員会第2ステージ 第1小委員会 第2回協議結果概要(未定稿)

日時:平成16年5月28日(金)

19時00分~20時20分

場所:会見町総合福祉センター生活相談室

#### 1 出席者

井上雅夫委員、加藤哲英委員、舟越縫子委員、小谷肇委員、 垂水英俊委員、渡辺建郎委員

(坂本延生委員は所用により欠席)

#### 2 協議の概要

## (1)事務局からの報告

町章などの公募について合併協議会に報告したところ、つぎのような意見で あった。

- ・町章の公募は大変良いことである。
- ・ただし、シンボルマークやマスコットキャラクターまで同時に公募するの は混乱を来すのではないか。
- ・公募自体は協議会の名前で行うこととした方が良い。
- ・審査の過程での住民参画について意見を聴きたい。
- ・実際の募集要領を参考に見ていただきたい。

#### (2)町章の取り扱いに関する事項

- ・町章は公募の方向で対応する。
- ・一次審査をしたものを協議会なり新町へ引き継ぐこととする。
- ・審査の過程における小委員会、まちづくり委員会及び住民の関わり方については、事務局でいくつか案を次回提示する。
  - ア 素人目にも使えそうにないものを除外する一次審査は、それほど難し くもないし、時間もいらない。
  - イ 決定過程における小委員会ないしは委員の役割がなければ意欲がわか ない。
  - ウ 最終決定は委員会では難しいであろう。
  - エ 少なくとも初期段階では拘わりたい。

オ 町民の意見を直接聴く段階も必要であろう。

- ・その他の事項については、事務局で検討し、募集要項案を次回提示する。 ア 公募の開始は、合併のスケジュールから見て切りのいい時期がよいの では。
  - イ期間が長ければ良いというものでもない。
  - ウ いい作品が集まりやすい時期と言うことも考えられる。

#### (3)その他のマーク類の取り扱い

- ・新町の旗印としての「町章」は、他のものとは別格。なるべく早い時期に 定まる方がよい。
- ・シンボルなどについては、新町発足後に決める方向がよい。
  - ア 町の木・花などは新しくスタートした町で、実際に方向性が見えた段 階がよい。
  - イシンボル、マスコットなども同様ではないか。

## (4)町民憲章などについて(前回の協議で、今回協議することとした)

- ・町民憲章は、新町民のあるべき姿を示すものとして是非定めていただきたい。
- ・人権宣言については、新町になっても是非行っていただきたい。部落差別 が解消していないと言う観点からも是非。
- ・小委員会として方向性を出すべき。
  - ア 小委員会の権限、時間的制約の中で果たして出来るのか。
  - イ 決定でなく、町の最高機関である議会への諮問、提案という形は可能 ではないか。
  - ウ いろんな事例を検討することで内容もある程度提案できる。

#### (5) 次回の開催予定

日時:6月28日(月)19:30~

場所:会見町総合福祉センター生活相談室(事務局一任により手配)

#### (6)その他

全体会開催の方向性について、各小委員会の座長に意向を確認する。

## まちづくり委員会 第2ステージ 第2小委員会 第2回記録(要約)

日時:平成16年5月10日(月)午後7時~9時

場所:会見町総合福祉センター 会議室

## 第2小委員会:合併以降の住民参画を対象とする小委員会

提案内容の決定、又は決定までの公募・準備などの協議を行う。

(出席委員)秦 皎、秦野俊美、種 治孝、野口節子、畠 昭久、 遠藤典男、梅原勝郎、坂田憲昭、中原由美子、田中正夫 計 10 名 (欠席報告)守屋啓子、岡田昭博、2名

司会進行(座長) 秦 皎 委員

司会:本日は、総合計画策定に関する町民参画の方法について、集中審議をお願いしたい。 - 全員了解-

過去、会見町の総合計画策定に当職で参画した。委員には公募があっても良い。 地域づくりセミナーの熊本県小国町条例を参考にしたいので手配願いたい。 事務局:早速手配します。

住民の声と区長会などの組織と取り上げ方の方式は違う。

区長が地元の声として意見集約し、どれだけ行政に反映できるか。

三点の方式が考えられる。 既存システムの機能を如何に発揮させるか。

広い意味で、理想に近い方向はどうか。 町長の諮問機関的組織が良いのではないか。 住民参画の趣旨に外れるのではないか

司会 : 提言が目的であり、意見を制約することではない。活発に発言して欲しい。

住民のことであり、町民で十分である。町外者ならば、アドバイザー的な扱いで良い。新町在住者の参画で行うべきである。

地域協議会設置は岡田私案にもあるが、言ったことが伝わるまたはやってもらえるかどうか。 計画策定から実施または実行のシステム作りの監視役が必要である。

区長会は町の伝達機関ではない。区長会は必要。大切にすべきである。

第1ステージではガス抜きではないかの意見もあったが、提言は尊重されると考える。 新町総合計画策定には、区長以外からも参画が必要となる。

住民に対し行政側の反応があれば参画する。岡田私案でも区長当職があり、大切なメンバー。 また、協働には、女性も必要。人材をどこまで吸い上げることができるかが課題。

我が区では、役員が討議資料を作り、全員が発言し、それを役員がまとめて町へ提言した。 一人一人の意見を聞いたことにより行政に自身を持って伝えることができた。町長からも高い 評価を受けた。

また、岡田私案にも関連し、地域性の構成員も必要ではないか。

具体的な討論をしたい。3つの枠の中で考えてはどうか。

当職は必要。 広い地域では学識経験者またはオブザーバー。 公募等で割合を。また、人口割りの検討も必要。

人口割よりも同数が良いではないか。

意見を均等に聞くには、物理的には1:2が良い。

少数意見ではない。同数が良い。

扱いは、条例または規則のいずれになるのかどうか。町長の権限で可能かどうか。

事務局:計画案は議会の議決が必要であるが、町長が原案の作成をすることであり、組織は規則または要綱となります。

議員は外すべきである。

会見町では小委員会は、あったかどうか。

あった。小委員会の必要性も提言に含める必要がある。

計画の実施段階で参加するチーム。単年毎に見直すチーム。5~10年後のチームも必要。

区長会にその機能が発揮されればよいが。3段階の参画方式も必要である。

実施の決定権は、議会の役割である。

事務局提案にもある行政評価の範疇になる。

司会:次回までに構成メンバーの内容を各委員が提出を願いたい。

次回は、その内容をまとめて、「町民への情報提供を行う体制・内容等を提言」について話します。6月1日(火)午後7時から、会場は西伯町で願いたい。 閉会

## まちづくり委員会 第2ステージ 第2小委員会 第3回記録(要約)

日時:平成16年6月1日(月)午後7時~9時

場所:西伯町役場 庁議室

(出席委員)秦 皎、秦野俊美、種 治孝、

遠藤典男、梅原勝郎、坂田憲昭、田中正夫、岡田昭博、岩田 惇 計9名 (遅刻連絡)渡辺節男、岡田昭博、 (退会報告)守屋啓子、柴田由香、

## 会議 司会(座長) 秦 皎 委員

本日は、総合計画策定に関する町民参画メンバーについて、まとめたい。その後「町民への情報提供を行う体制・内容等を提言」について協議します。 - 全員了解 -

今後、会議の集合時間の厳守を確認した。

## 司会 : 各委員の提出した町民参画メンバー(案)を順番に発表願いたい。(コピーし配布)

西伯町の6次総合計画方式で、あて職の専門部会委員(議員は除く)で構成する。さらに各部会に5名ずつの公募及び西伯、会見の各1名ずつを加える。学験、オブザーバーは必要に応じて依頼する。この方式がより具体的と感じた。会見町では、具体論の話が欠けていたと感じている。

全体を 100 名以内~80 名程度とし、公募 45 名(3 部会に分ける) あて職 10 名(産業振興 部門に限り委嘱する。)学験 10 名(自薦、他薦及び委嘱等) オブザーバー10 名(町の課長職、委員で事務局的存在とする) その他 5 名 (NPO 法人から協力を得たい)

計画策定にはゼロからスタートするのか、原案に対し意見を述べる第1ステージの方式を取るのか、前提条件が不明確であるが、短期間で仕上げるなら後者がベターであると思う。その方式なら、公募は年代別で混成し、高校生などの若者の参画をさせる。若者はしない傾向にあるが、することで経験にもつながり町政に関心が深まる。また、世代別小委員会を構成することも提案する。

公募主体。年代別で男女の割合は半々。町民であればよい。これに地域別、学験を考慮した配分とする。

合計 40 人程度で 5 部会を構成する。公募、あて職、学験とする。オブザーバーは希望として、広い視野の者又は町外者で良い。

住民の思いをいかに町政に活かせるかが基本ではないか。審議会方式なら先ほどの案が良い。 そこで、提言委員会を想定した案で考えた。公募50人のみとし、年代別とする。地域、性別、 町内外に関わらず熱意のある人でよい。計画実施の検証は、岡田私案でホロー可能ではないか。

町民の夢をどんな形にするのかをまとめたものがそれではないか。絵に描いた モチではいけない。部会ごとに公募5~6人、あて職3名(分野代表)、学験1名 でよい。

審議過程での前提が不明であるが、50人の半数は公募とする。地域、区長、団体

代表 15 人、学験 10 人は案をさらに補強する役割となる。また、組織済みであれば、 地域協議会からも参画させるべきである。

司会:相互に質問はないか。

原案に対して意見を言う方式かどうか。また、課長等も部会に参画させ内容の 充実を図るべきである。公募で年代別の選考では、絞り方又は再募集の方式は、 現実には困難ではないか。

若者の公募参画は無理であり依頼するしかない。とにかく出てもらうしかない。 年代の括り方は、年代を3つに分けるくらいが適当ではないか。

若者への依頼参加には不満である。意欲のある人でないと発言が出ない。公募の方法の工夫もあるが、ないときは断念しかない。勉強させるよりも実務が先。

司会:秦委員急用につき退席、秦野委員を指名し交代した。

司会:新町計画の前提について、意見を交わしたい。

両町の総合計画はなくなる。まちづくり計画が土台になる。過去の総合計画では、 事業の記載がないと事業実施ができないなど、総花の内容であった。

実現可能な方向で、町の将来を見た現実に即した計画でありたい。

公募者数の率が高いと、内容の背景などが分からなくなるため、あて職は半数程度は必要。会見町の例では言葉遊びで作成された感があった。

公募は「半数とする。」が、凡その意見ではないか。

住みよいまちづくりのためには議論の積み上げが大切。公募参画は必要。

司会: 全体数を 50 人程度とする。

うち半数を公募とする。町民対象で高校生以上とし、世代のバランスを考慮する。 地域代表(区長等)は、周辺の声を活かすためには必要であり、学識経験者を含め地域バランスに配慮し選考する。 以上でよろしいか。 - 全員了解

次に「町民への情報提供について」討論します。

趣旨は情報公開か、CATVか。

区長文書が多い。読みこなせているか疑問。広報手段の統合などの検討が必要ではないか。

情報伝達の方法を考えるべきである。

新町になると住民から少し遠くなる。これを解消するためには顔をあわせることが必要。例えば、出前講座など。10人集まれば町長が出かけて相互のやり取りをする。逆の流れも必要だ。

集まることがベターではないが、現状や将来の方向が分かるので必要だ。

見たいとき見えるインターネットは必要。

システム頼りは、機能低下につながるので注意が必要。しかし、CATVはテレビの難視聴解消には有効だ。情報公開条例の設置状況はどうか。ホームページに掲載されているか。

事務局:いずれも設置されているが、請求が少ないのが現実である。審議の方向とし

て、ホームページ掲載のあり方はどうかなどを審議していただきたい。

公共施設建設には企画・構想時から住民に公開すべきである。実施が決まってから住民が知ることが多い。賛否を町民に問う委員会などの組織化の検討を願う。

司会:住民には知らせてあると感じる。構想から実施までには相当の期間を要して 手続きや協議に至っているため、そのような事実はないと思う。

次回は、地域情報化と校区の見直しについて協議します。

次回日程は、6月16日(水)午後7時から、会場は交互で会見町に願いたい。

閉会

#### 2004/05/19 19:30~20:59 第2回まちづくり委員会 第3小委員会 概要

出席委員 10/12名

座 長遠崎泰睦

出 席 職 員 西伯町・会見町合併協議会事務局 米原 稔晃

同 前田 智恵子

## イベントについての意見

両町の合併記念イベントとして、10月中にウォークラリーを行なう。コース、内容等については今後検討。

- ・ 説明していただきましたが、イベントの主催が分かれば、役場の主催なのか、商工会の主催なのか、 連携もあると思いますので。行政主催もあれば、保存会が自主的にされているものもある。 なにかを一緒にやるのは良いが、主旨などの考えがあるので、噛み合ったものでないといけません。
- どのイベントを統一するかを決める場ではないと思います。
- ウォークラリーなどをしてはどうかという意見がありましたが。
- ・ 合併の記念に毎年する、長続きするものを。
- ウォークラリーなら、歩くものだし良いと思います。
- ・ 両町を1周できるものがあると良い。
- ・ お互いがお互いの町を回る案が出ていました。(歩くのが)大変なものではいけない。
- ・ いろいろな祭りで、色々な主催のものがあります。まとめてやれば、ほとんどの人が参加できるの では。
- ・ 体育協会がされているものは色々ありますが、それに参加していない方もいます。 ウォークラリーならば誰でも参加できます。一式飾りなどを会見町で開催するというのは無理。そ れはそれとしてやっていけば良いと思います。
- ・ スポーツ関係は体育協会に任せれば良い。ウォークラリー的なものを提言したいと思います。他に なにかありますか。
- ・ いろいろなイベントを1期間に開催して、好きなイベントに参加するという形でも良いと思います。 会見町のボランティアフェスティバルなど、自分たちの参加したいイベントに参加することができ ました。これを大規模に町全体でしては。
- ・ ボランティアフェスティバルでは、20 団体程度にそれぞれイベントを企画してもらい、やってもらいました。
- ・ あちこちでやるという案ですが、実際には難しいと思います。 記念日、休みの日に合わせて、ウォーキングならウォーキングと決めてやるのか。協力してくれる 団体を集めて開催するかなど
- ・ 内容について決定すべきでないと思います。こうしてほしいという提言を。
- 結果は9月末までに出さなくてはならない。
- ・ 10月1日にウォーキングを行なうなどの提言はできる。
- ・ 合併後すぐのイベントをするなら、9月末の提言では間に合わない
- ・ 10月1日ではなく、10月中に開催するようにしては。

- ・ いろいろ話し合いましたが、合併のイベントで皆が参加できるものはウォークラリーだと思いますが、それに向かって、歩くだけではなく、くっつけてやるものを今後の課題として検討してはどうでしょう。現段階ではそれが精一杯では。
- ・ 各団体からの協力を
- ・ いろいろな団体さんで、そばやうどんなどの提供の協力を。行政を介さなくても
- ・ 少し難しい
- ・ できる範囲で今年やるべき
- ・ 無理のない程度のウォークラリーを。歩くだけでないものを検討していくといったことでどうでしょうか。話し合いができて、一緒になりそうなものがあれば検討してみてはどうでしょうか。
- ・ いろいろありますが、この会の考え方として、新町発足の記念として、ウォークラリーを検討する。 他の芸能系、体育系のイベントについては別途検討する。ウォークラリーについても付属のイベン トなどを検討したいと思います。コースについても検討を。
- ・ 倉吉市の未来ウォークは各種コース設定があります。
- ・ 西伯町の歩こう会が毎年参加しています。西伯町でもさくらウォーキングを実施しています。
- ・ そういった資料の提供をお願いします。
- ・ では、各自ウォークラリーの検討を行なってください。

#### 組織について

- ・ 一体となれる企画、こういったものが出ましたがどうでしょうか。団体の統合などに関しても、強制はできないと思います。
- それぞれの団体が話し合うべきことで、合併してからなのでは。
- ・ 団体の自主性に任せるのか、提言内容は、地域特性のある団体を残したい、全体に広げたいなどの 提言では。
- なにを言っているのだと言われてもだめ。どの程度までいえるのか
- ・ 提言して取り上げていただければ
- ・ 団体についても、大きなくくりで、地域の団体は残してほしいだとか、片方にしかない団体については町全体でやってほしいなど、発展していけるかたちでの合併をというような提言になるのでは。

次回開催は6月10日(木)午後7時30分から、会見町総合福祉センターいこい荘 生活研修室

受西・会協第1号 平成16年6月11日

まちの未来を語る会 代表 坪 倉 嘉 昶 様 武 安 恵 子 様

> 西伯町·会見町合併協議会 会 長 坂 本 昭 文

質問書に対する回答について

このたびは、当協議会に対して質問をお寄せいただきありがとうございました。 いただきました質問に対する回答は下記のとおりです。

今後ともご意見・ご要望などがございましたら、お聞かせいただきたいと存じます。

記

## 1 財政計画の作成手法について

別添のとおりです。

#### 2 財政計画の有効性について

先頃いただきました要望に対する回答に示しましたとおりであり、地方財政制度の変革と共に有効性が低下すると考えております。

#### 3 過去の決算と今後の計画との関連について

平成14年度の決算には、平成12年に発生した鳥取県西部地震の対策費が含まれております。

また、平成16年度の計画額には、合併に伴う諸経費が加算されております。 財政計画の策定に当たっては、過去の決算額をそのまま基礎にすることは誤謬 を生じることとなるため、災害対策などの特殊要因を取り除き平準化した財政規 模を基にして、今後各年度に実施すべき事業費を積み上げていく手法を取ってお ります。

## 4 地方税額と人口推計について

地方税は、住民税(個人町民税及び法人町民税)、所得税、固定資産税、軽自 動車税及びたばこ税で構成されています。

これらの内、個人町民税については概ね人口比例するものと考えて積算しています。なお、年齢構成については、住宅政策による社会増を見込んだこともあり、特に考慮していません。

#### 5 物件費について

物件費とは、文具などの消耗品の購入費、印刷費、電気・ガス代などの光熱水費、冷暖房・車両用の燃料費、軽微な庁舎の修繕費などの需用費、車両の借り上げ費などの使用料・賃借料、各種機器類の点検などを専門業者に依頼するための委託料、100万円以下の備品購入費、職員などの旅費、臨時的任用職員の賃金、交際費などを言います。

これらの経費の性質から、合併による合理化、高度情報基盤の整備・電算化の 更なる導入による削減が期待できるほか、ISO14001の全庁適用など職員 の努力による削減が可能です。

財政計画では、14年度決算額を基準として、平成17年度以降需用費を10%の削減を見込むなどの調整をした上で、個別事業に必要な事務費分を増減しています。

## 6 扶助費について

扶助費の支出対象は、貴見の高齢者や児童のみではなく、身体障害者、精神障害者なども含まれます。

現段階で国・県の制度の変更を見込むことが困難であるため、現在の制度を前提にして推計すると、扶助費全体では大きな増減はないと考えています。

## 7 可燃ごみ施設の建設費等について

この施設については、現段階では最終的な施設の処理能力や建設場所も決まっておらず、「構想」段階にあると言えます。したがって、用地取得費、施設建設費などいずれも未定の段階です。このような段階において、ごみ処理を行う一部事務組合を構成する団体の一部が、妥当な根拠に基づくことなく経費を推計し公表することは、関係地域住民に対し却って混乱を生じさせることとなるので、敢えて積算をしていません。

なお、運営費については、ごみの排出量自体を削減することによって低減することができますので、町民の皆様にもご協力をお願いしたいと考えています。

## 8 エコスラグセンターの運営経費について

この費用については、財政計画の積算時点では未定であったため、計上していません。したがって、財政計画の見直しの際に平成16年度の決算見込み額を基に新たに加算することとなります。

この経費についても、ごみの排出量自体を削減することによって低減することができますので、町民の皆様にもご協力をお願いしたいと考えています。

#### 9 西伯病院について

町の一般会計からの病院事業会計に対する支出は、病院に対する繰り出しを前提として算定された交付税のみであり、財政計画にはこの経費をはじめから積算

しないこととしています。

なお、病院は地方公営企業法に則り、独立採算を前提とした健全な経営をされるものと確信しております。

#### 10 三位一体改革について

当協議会では、現在、国から地方への税源移譲の最終的な規模や税目は決定されていないにも拘わらず、補助金の総削減目標額の提案と平成16年度における交付税の削減のみが先行しており、およそ「一体」の名にはほど遠い改革であると認識しております。

もとより、財政の健全化は全地方自治体の喫緊の課題であり、南部町の財政計画においても歳出の抑制を見込んでいるところであります。

しかしながらこのような「変革」は、地方自治体において可能な歳出削減対策の域を越えるものであり、財政健全化に資するどころか、どのように努力しようとも全国のほとんどの自治体が財政再建団体に陥る危険を孕む拙速かつ異常な措置であり、到底看過できるものではありません。

このため、全国町村会を始め地方6団体では、国などに積極的な働きかけを行うこととしているところであり、その成果として、地方自治体においてある程度の行財政改革を行えば健全な財政運営が可能となる地方財政制度を構築できるものと考えているところであります。

#### 11 総体的な地方財政に関する認識について

以上述べましたように、現在の地方財政制度には未確定な要素が山積しており、 貴会がお考えになるような、まず長期的な財政計画を策定し、一度計画を策定し た後はその計画を金科玉条として町政を運営する手法を採ることができるような 状況にはなく、却って町民に対し不誠実・無責任な態度となると認識しておりま す。

言い換えますと、歳入に見合わない歳出を中・長期的に継続することは不可能であり、財政制度の変革により歳入が減少すれば、社会資本の整備計画やサービスに対する町民の負担のあり方を見直すことは当然必要となりますが、どのような要素についてどの段階でどの程度の変更を行うかについては、具体的な課題に対峙する町民がその意思で決定すべきものであり、現時点で将来に渡って拘束することは、本来的に民主主義の本旨に相反するものだからであります。

従って、新町では逐次情報公開を行い、町民の皆さんに町の財政の実状に対する認識を共有していただき、財政計画に反映すべき政策の優先順位の見直しについても町民の意思を酌み取りながら、町民と町当局が一体となってきめ細かな舵取りをしていく以外採るべき道はないものと考えております。

## 財政計画の積算方針

第1 対象期間 平成16年度から平成26年度までの11か年度 合併特例法第11条の規定により合併算定替えの対象となる期間

#### 第2 歳入

1 地方税

現行税制を前提に、直近の両町の実績と人口推計を基準に算定した。

2 地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、 地方特例交付金

現行税制を前提に、直近の傾向により各町が推計した額を合算した。

- 3 地方交付税
  - ・普通交付税については、国の動向を踏まえ、一般分を10年間で15%減で見込んだ上で、合併特例に基づき、従前の2町が存続するものとして各町が積算した額を合算した。 また、合併時における制度的加算額を加えた。
  - ・特別交付税は、直近の傾向により各町が推計した額を合算した。
  - ・合併特例債の償還額相当分は、個別の事業毎に積算した額を合算した。
- 4 交通安全対策特別交付金 直近の傾向により各町が推計した額を合算した。
- 5 分担金及び負担金 直近の傾向により各町が推計し合算した上で、個別の事業実施に伴う額を合算した。
- 6 使用料及び手数料 直近の傾向により各町が推計した額を合算した。
- 7 国庫支出金、県支出金 福祉関係分は、直近の実績と人口推計を基準に算定した。 建設関係分等は、個別の事業に係る補助金等を事業ごとに積算し合算した。
- 8 繰入金 各年度の決算推計に基づき、財政調整基金、減債基金等からの繰り入れを行う。
- 9 諸収入 直近の傾向により各町が推計した額を合算した。
- 10 地方債

まちづくり計画に盛り込んだ主要事業を実施するに当たり、現在の制度を前提にして、事業ごとに適用可能な最も有利な制度に基づき必要な額を積算した。

#### 第3 歳出

#### 1 人件費

#### (1)特別職、各種委員会委員等

合併に伴い削減される首長等の報酬額を算定し削減すると共に、報酬単価削減を見込んだ。

#### (2)一般職

- ・総定員の目標を150名とし、一般事務職について4人退職1人補充で定員削減を図る。 なお、保育士等は退職時に速やかに補充をする。
- ・平成16年度以降給与・時間外手当等の削減を見込んだ。

#### 2 物件費

両町に重複している会議旅費等を整理し、需用費について約10%の削減を見込んだ。

#### 3 維持補修費

直近の決算額から、実行可能な範囲の削減目標額を設定した。

#### 4 扶助費

直近の傾向により各町が推計した額を合算した。

#### 5 補助費等

補助金等の効果測定等を行うことによる削減を平成17年度から5年間で10%見込んだ。

#### 6 公債費

これまでの借入金の償還予定額に、主要事業実施に伴う額を合算した。

#### 7 投資及び出資・貸付金

直近の傾向により各町が推計した額を合算した。

#### 8 繰出金

国民健康保険事業や水道事業等特別会計への繰り出し金を、今後の事業の拡張も含めて推計した。 平成19年度以降は料金の見直し等による繰り出し金の削減を見込んだ。

#### 9 普通建設事業費

主要事業の内容に応じて積算額を合算した。

また、国・県事業の実施に伴う負担金等も併せて合算した。

#### 「まちの未来を語る会」との回答結果について

平成16年6月11日(金)午後3時~5時まで 会見町役場2階会議室

会:代表坪倉、武安ほか4名 計6名

合併協:野間田事務局長ほか合併推進室3名、両町財政担当2名 新聞2社

回答の概要:文書を手渡すと共に口頭で説明した。

#### (質疑応答)

(Q)財政計画の見直しは、いつの時点でするのか。

- (A)回答書10の項のとおり。現計画の策定は、昨年10月時点であった。計画書に明記のとおり状況変化に関わらず毎年見直しする。当面、新年度予算編成時となる。また、政府の三位一体改革案方針は今現在定まっていないため、早急にはできない。
- (Q) 震災関連経費は、どこに計上されていたか。
  - (A)物件費、災害復旧費、補助費等に計上
- (Q)扶助費の今後の傾向は、
  - (A)調査し、後日回答します。
- (O)計画は現時点で、有効か無効か。
  - (A)回答書2のとおり。昨年10月作成時点では、現制度に沿ったもの、その制度に変更が見込まれるもの、また今後変化が見込まれるものなどを考慮し積算した。制度変革と共に有効性が低下すると考えられる。有効か無効かでは表現できない。言い換えれば確実性でもある。
- (Q) ごみの項で町民に協力とはどういう内容か。ごみ量の傾向はどうか。
  - (A)町民の協力なくしては、減少化は困難であり記載した。傾向では減少化している と聞いている。
- (0)財政計画の見直し後は、それを差し替えるのか。
  - (A)差し替えという趣旨ではなく、見直しすれば、全体の内容を公表することになる。
- (Q)見直し内容の情報公開の手法は、
  - (A) 広報紙、ホームページ掲載等の手法で周知したい。
- (Q) 16年度の財政推計と両町当初予算額の合計額の数値が、乖離している。
  - (A)回答書3の項のとおり。予算では最大経費を見込んで計上するため、最終決算額との差は生じる。このため、財政推計は決算額が現実的でありこれをベースとして積算した。また、両町の当初予算は通年予算である。財政計画では、9月までは各町の経費であるが、10月からは南部町となり、特別職の人件費並びに共通経費の削減などの合併効果が期待できるため差が出る。
- (Q)病院運営は本当に赤字にならないか。なったときはどうするのか。

- (A)回答書9の項のとおり。
- (Q)合併までに住民説明会を開催する予定はあるか。
  - (A)現在、実施内容について検討中である。
- (Q) ゆうらくの運営経費は、将来利用料のみでは賄えないのではないか。
  - (A)利用料のみで運営されているものではなく、公立民間施設を問わず介護保険など の公的経費等も合わせて運営されている。

## (関連した要望又は意見等)

- ・住民の負担額とサービスの兼ね合いはどうか、住民は関心が深いので周知が欲しい。
- ・金科玉条は誤解である。会はそのような考えでは活動していない。
- ・西伯町はハコが多く、今後の維持管理経費が心配だ。・
- ・財政計画の住民説明は今後もするべきだ。
- ・西伯町ホームページに町長の職員宛メッセージにこのままでは財政破綻になるとの項があった。 職員よりも住民に知らせ、説明することが先である。

## 「まちの未来を語る会」との回答結果について(2回目)

平成16年6月14日(月)午前10時~11時まで 合併推進室

会:代表坪倉、武安ほか 計3名

回答内容について確認したいとの電話があり、面談した

次の点について、要望があった

削除を願いたい。(11総体的な地方財政に関する認識について)

<u>貴会がお考えになるような、</u>まず長期的な財政計画を策定し、一度計画を策定した後はその計画を金科玉条として、町政を運営する手法を採ることができるような状況に はなく、却って町民に対し・・・・・・。

訂正を願いたい。(2財政計画の有効性について)

「<u>有効性</u>が低下する。」とは、言葉にない。 有 効 性は繋がらない。 有効の反対は、無効でありそれが低下するとは、意味が通じない。

(A)回答書の扱いについては、事務局で検討し回答したい。

扶助費の財政推計の考え方について説明した。

- ア. 平成14、15年度において、知的及び精神障害者に対する措置費制度から支援費制度に変更された。
- イ.これまで国、県から直接施設に交付されていたが、改正では市町村を経由となり、 さらに4分の1の町負担が増えた。
- ウ.14年度決算額に増加分を含めて推計した。(2.4億、2.6億、~3.7億)

その他

財政計画に関連し、南部町のまちづくりについての懇談機会が、必要との要望があった。

## 平成16年5月定例県議会付議案(抄)

平成 1 6 年 5 月 3 1 日提案 平成 1 6 年 6 月 1 6 日議決

## 議案第4号

東伯郡湯梨浜町及び同郡琴浦町並びに**西伯郡南部町**の設置に伴う関係条例の整理に 関する条例の設定について(市町村振興課)

東伯郡羽合町、同郡泊村及び同郡東郷町を廃し、同郡湯梨浜町を設置すること、東伯郡東伯町及び同郡赤碕町を廃し、同郡琴浦町を設置すること並びに**西伯郡西伯町及び同郡会見町を廃し、同郡南部町を設置する**ことに伴い、市町村の表示等の改正を行う必要が生じたため、所要の規定の整備を行おうとするものである。

- (1)鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例
- (2)鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例
- (3)鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例
- (4)鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例
- (5)天神川流域下水道条例
- (6)鳥取県地方農林振興局及び農業改良普及所の設置等に関する条例
- (7)鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例
- (8)鳥取県立高等学校等設置条例
- (9)鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例
- (10)鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例
- (11)警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例
- (12) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例
- [それぞれの町に係るものについてそれぞれの合併する日から施行]

#### 議案第13号

町の廃置分合について(市町村振興課)

西伯郡西伯町及び同郡会見町を廃し、これらの区域をもって西伯郡南部町を設置する ことについて、関係町から申請があったので、地方自治法第7条第1項の規定により、 議会の議決を求めるものである。